

小樽商科大学研究費不正使用防止行動計画

(平成19年11月2日学長裁定)

(平成27年3月2日改訂)

(平成30年9月26日改訂)

研究費の不正使用を未然に防止するためには、不正を発生させる要因を的確に把握し、具体的な今後の取組を策定・実施することにより、構成員の意識向上の啓発と自主的な取組を喚起する必要がある。本学においては、財源にかかわらずあらゆる研究費の不正使用防止に向けて実施すべき行動計画（以下、「行動計画」という。）を以下のとおり策定し着実に実施するものとする。

1. 組織内の責任体制の明確化

(1) 最高管理責任者

本学における不正行為防止等に関する総括を行い、公的研究費の運営・管理における最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、研究活動等の不正行為防止について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置き、理事（総務・財務担当副学長）をもって充てる。

(3) コンプライアンス推進責任者

研究活動等の不正行為防止について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、副学長をもって充てる。

(4) コンプライアンス推進副責任者

コンプライアンス推進責任者の職務を助ける者としてコンプライアンス推進副責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2. 研究費の不正使用防止に向けた管理体制の強化

(1) 行動計画推進部署の設置

本行動計画を推進するため、最高管理責任者の下に設置した行動計画推進部署である研究費不正使用防止行動計画推進委員会（以下「行動計画推進委員会」という。）において、大学全体の観点から研究費の管理等について実態を把握・検証し、不正発生要因に対する改善策を講ずるものとする。

(2) 研究費の執行に関する検証と措置

研究費にあつては、次項で示す執行事実の確認の徹底を図るとともに、特に科学研究費

にあつては、年度末に予算執行が集中することにより、不正行為の発生につながる可能性が高くなることに留意し、収支簿により執行状況を確認のうえ各研究者に通知することとし、相当の理由なく執行の遅延が認められる場合にあっては、コンプライアンス推進責任者へ報告するとともに、当該研究者へ計画的執行を促すこととする。

(3) 科学研究費の管理体制に関する内部牽制の強化

科学研究費に係る預貯金の管理体制について、一般的に管理者による不正は、特定の者に経理事務を全て任せていることにより、他の者がその不正に気がつかないために発生することに留意し、通帳管理担当者以外の者による預貯金現在高と収支簿残高との照合を実施することとする。

(4) 取引業者からの誓約書の徴取

不正行為は、本学構成員と取引業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着防止の対策として取引業者から誓約書を徴取し、原則当該誓約書の提出があつた業者を対象として取引を行うこととする。

(5) 不正行為に係る通報窓口の設置

学内外からの通報等を受け付けるため「通報窓口」を設置し、構成員及び取引業者等に利用方法等を周知徹底する。

3. 執行事実確認の徹底

(1) 購入物品等の検収

本学に納入される物品・役務（以下、「物品等」という。）の検収は、基本的に会計課職員及び学術情報課職員（以下、「検収担当者」という。）が、すべての納品物について実施する。また、宅配便の配送業者等により、直接研究室等へ納品があつた場合及び本学構成員が法人カード等により購入した場合も同様とする。会計課及び学術情報課にて検収できない場合は、検収担当者が当該研究室等へ出向き、速やかに検収を行うものとする。これにより、物品等購入に係る業者との架空の取引による大学から支払った金額の業者へのプール及び当該プール金を使用した別の用途への流用を防止するものである。

なお、納入業者が、検収担当者による検収を受けず直接構成員に納品し、かつ、納品の事実を検収担当者に報告しない場合は、不正な取引とみなし、当該納入業者については、「契約に係る取引停止等の措置要項」に基づき、取引停止等の措置を講ずるものとする。

物品検収の事務の流れについては、構成員及び納入業者に対して周知徹底を図ることとする。

(2) 旅費に係る旅行の事実確認

航空機を利用する場合、航空賃の領収書提出に加えて、いわゆるカラ出張や水増し出張による不当な旅費請求を防止するため、搭乗半券または搭乗証明書等の提出を義務づけることとする。

また、学会や会議等の参加に係る旅行については、参加事実確認のために、開催案内、参加者名簿等の写しの提出を義務づけることとする。なお、研究打合せ、資料収集等の用務である場合は、旅行命令簿に打合せ等の日程、相手方の所属等の記入を義務づけることとする。

(3) 謝金に係る事業実施の事実確認

講演会や研修会等の講師に対する講演謝金にあつては、実施事実確認のために、講演案内、実施プログラム等の写しの提出を義務づけることとする。

また、研究室等における資料整理、実験補助などに対する謝金にあつては、従事者本人が出勤表を会計課に持参することとし、業務内容等について、本人から直接事実確認することとする。これにより、出勤表等の捏造、改ざんによる謝金の水増しや架空の業務（従事者）への謝金の支払いを防止するものである。

4. 内部監査体制の強化

(1) 内部監査部門の体制の整備

研究費に係る適正な事務処理を行うために、行動計画推進委員会、経営監査室及び会計課を中心とした監査員による内部監査を、監事及び会計監査人とも連携を図り、効率的・多角的に実施することとする。

なお、監査の実施に当たっては、不正事象発現の可能性及び発生による影響度を勘案の上、優先順位を付すなどの方法により行うこととする。

(2) 監査結果の学内周知

研究費に係る監査の実施内容とその結果については、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するほか、学内に周知することとする。

5. 研究費に関する相談窓口の整備

研究費に関する相談窓口を総務課、会計課及び学術情報課に設置し、研究者等から、科学研究費助成事業等の制度や研究費の執行に関する事務手続き等についての相談を受け付けることとする。

6. 構成員へのコンプライアンス（法令遵守）の徹底

(1) コンプライアンス教育等の実施

不正行為は研究倫理や研究費の執行等に関して、ルールが不明確又は十分な周知が不足していることが原因となる可能性があることに留意し、諸規程、各種ルール等を構成員に周知・徹底するための広報及びコンプライアンス教育等を実施する。

(2) 誓約書の提出

本学の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、不正を行わない旨約束する誓約書の提出を義務づけることとする。

7. その他

本行動計画を具体的に実行するための実行マニュアルを別に定めるものとする。

また、上記項目は、研究費の不正防止のための現時点での措置であり、今後、不正を発生させる要因の把握とその分析を進めるとともに、文部科学省からの情報提供や他の研究機関における対応等も参考にしつつ、不断の見直しを続けるものとする。